

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

留寿都村の人口は、外国人の出入りにより短い周期で増減する傾向がありますが、概ね2,000人前後であり、1990年代後半から減少傾向にあります。人口構造を年齢3区分別人口で見ると、概ね年少人口（15歳未満）が12%程度、老年人口（65歳以上）が25%程度で少子高齢化が進行しており、生産年齢人口（15歳以上64歳未満）の減少は、今後も進むものと推計されます。

こうした人口構造のもと域内の産業構造について見ると、留寿都村は農業が基幹産業であり、道内でも高い所得水準を保っていますが、そのほとんどが家族経営であり、近年進められてきた経営規模の拡大による経営効率化の限界が見え始めています。このためより効率性の高い農業機械等の導入による生産性の向上が課題となっています。

商工業についてもほとんどが中小零細企業であり、車社会の進展などに伴う商圏の拡大、消費者ニーズの多様化により、都市部への購買力の流出が続いているため、経営環境は厳しさを増しています。このため、主力産業である農業や観光と連携した新規分野の開拓など新たな取り組みが求められているところですが、設備の老朽化により新規分野への進出に二の足の踏む事業者も多く、より生産性の高い設備への更新が課題となっています。

観光を主力とするサービス業については、大規模リゾートの立地と外国人観光客の増加により成長の可能性が高い産業となっていますが、中小企業者にとっては、インターネットの普及に対応した顧客の獲得や外国人観光客への対応が課題となっており、こうした課題に対応した先端的な設備の導入が必要となっています。

以上、いずれの産業も域内の事業者の多くが中小企業者であり、少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中、共通の課題として、設備の導入・更新による生産性の向上があげられるところです。

(2) 目標

留寿都村としては、税制面等から中小企業者を強力にサポートすることで、先端的な設備の導入や老朽化した設備の更新を促し、加速化させることで、中小企業者の経営基盤の強化・成長を促し、もって域内の産業の活性化を図ります。

このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

留寿都村は、いずれの産業においても生産性の高い設備への更新が課題となっており、様々なケースに対応すべく、本計画において対象とする先端設備等は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める指定設備の全てとします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

留寿都村は、地域内全体に中小企業が存在していることから、留寿都村全域を対象地域とします。

(2) 対象業種・事業

留寿都村内の各産業における中小企業の労働生産性の向上を目指すことから、本計画において対象とする業種は、全業種とします。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性の年率3%以上の向上に資すると見込まれる事業の全てとします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

中小企業者が作成した先端設備等導入計画の認定に当たっては、健全な地域経済の発展に配慮するものとし、次の中小企業者や業種及び事業等については、認定の対象としません。

- ・反社会的勢力との関係が認められる中小企業者
- ・公序良俗に反すると認められる業種及び事業等

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。